

Title	竹頭木屑録
Sub Title	
Author	加藤, 繁(Kato, Shigeshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.1, No.4 (1922. 8) ,p.99(577)- 104(582)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220800-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

竹頭木屑錄

宰相牡丹の見料を取る

牡丹の栽培觀賞は唐代より流行し、宋に至つて愈盛なりき。而して宋時牡丹の名所として鳴響きたるは洛陽なりき。されば宋の太平老人が袖中錦には

近世有_二古所_レ不及者三事。洛花建茶婦人脚とて建州の茶、婦人の纏足と共に、洛陽の牡丹が近世の誇りなることを述べ、王得臣が麈史_四卷には

洛人凡花不_レ曰_レ花。獨牡丹曰_レ花。

と云ひ、洛陽にて花と言へば直に牡丹を意味することを傳へたり。さて洛陽牡丹の盛を詳述したるものを歐陽修が洛陽牡丹記と爲す。其の中に左の一節あり。

魏家花者。千葉肉紅花。出_二於魏相仁溥家_一。始樵者於_二壽安山中_一見_レ之。劉以賣_二魏氏_一。魏氏池館甚大。傳者云此花初出時。人有_レ欲_レ閱者。人稅_二十數_一。乃得_二登_レ舟渡_レ池至_二花所_一。魏氏日收_二十數緡_一。其後破亡。鬻_二其園_一。今普明寺後林池乃其地。

宰相の家にて、人毎に錢十數文を取りて牡丹の珍種を觀せ、庭園に遊ばしめたること、彼國にては尋常なるべけれど、我等には異様に聞こゆ。亦以て國俗の差異を見るべきか。

庭園と茶湯錢

唐宋の際、洛陽に名公鉅卿の園池多かりしは著名の事にて、宋の李格非が洛陽名園記に依つても

其の一斑を窺ふべし。司馬溫公の獨樂園も亦洛陽に在りき。獨樂園に就きて元の陳世隆が北軒筆記に左の如く記せり。

司馬公置獨樂園。當春明之際。卉木繁秀。觀者咸以錢與園丁呂直。謂之茶湯錢。積十千而納于公。郤之曰。吾豈少此哉。就與之。

直曰。天地間只端明不愛錢邪。于是盡其餘。創一井亭。以便行客。只一不愛錢。可竝端明。亦可。以醒端明。要非端明。不能有此僕也。不意君實秀才之外。復有此一等人。

顧ふに錢を取りて園池の觀賞を聽すは、當時一般の慣ひにて、必しも牡丹の珍種を藏するが如き特殊の場合に限らざりしなるべし。獨樂園にて觀者が茶湯錢を輸したるも、此の一般の風習に従ひたるならん。惟溫公が之を郤けて園丁に興へたるは、さすがに流俗と選を異にせりと謂ふべし。尙ほ園丁が茶湯錢を以て設けたりといふ井亭は義井の類か。

尙書院を假貸す

唐の白行簡が李娃傳は、常州の刺史滎陽公の子某生が長安の娼李娃に迷ひて資財を蕩盡し、零落して乞丐と爲り、後復李娃に救はれて身を立て家を興すことを述べたるものなるが、其の李娃が詭計を以て資財盡きたる某生をつつばなすところは吾等に取りて特に面白き節あり。曰く

上歲餘資財僕馬蕩然。邇來姥意漸怠。娃情彌篤。他日娃謂生日。與郎相知一年。尙無孕嗣。常聞竹林神者。報應如響。將致薦酹。求之可乎。生不知其計。大喜乃質衣于肆。以備牢醴。與娃同謁祠而禱祝焉。信宿而返。策驢而後。至里北門。娃謂生曰。此東轉小曲中某之姨宅也。將憩而觀之可乎。生如其言。前行不踰百步。果見一車門。窺其際甚宏敞。其青衣自車後止之。曰至矣。生下。適有一人出。訪曰誰。曰李娃也。入告。俄有一嫗至。年可四十餘。與生相迎曰。吾甥來否。娃下車。嫗迎訪之。曰何久疎絕。相視而笑。娃引生而拜之。既見。遂偕入西戟門偏院中。有山亭。竹樹葱蒨。池榭幽絕。生謂娃曰。此姨之私第耶。笑

而不答。以他語對。俄獻茶果甚珍奇。食頃有二人。控大宛汗流馳至。曰姥遇暴疾頗甚。殆不識人。宜速歸。娃謂姨曰。方寸亂矣。某騎而前去。當令返乘。便與郎偕來。生擬隨之。其姨與侍兒偶語。以手揮之。令生止于戶外。曰姥且沒矣。當與某謀喪事。以濟其急。奈何遽相隨而去。乃止其計。其儀齋祭之用。日晚乘不至。姨言曰無復命何也。郎驟往覘之。某當繼至。往至舊宅門。肩鑰甚密。以泥緘之。生大駭。詰其隣人。隣人曰李本稅此而居。約已周焉。第主自収。姥徒居而且再宿矣。徵徙何處。曰不詳其所。生將馳赴宣陽。以詰其姨。日已晚矣。計程不能達。乃弛其裝服。質饌而食。賃榻而寢。生悲怒方甚。自昏達旦。目不交睫。質明乃策蹇而走。既至。連扣其扉。食頃無人應。生大呼數四。有宦者徐出。生遽訪之曰。姨氏在乎。曰無之。生曰昨暮在此。何故匿之。訪其誰氏之第。曰此崔尚書宅。昨者有二人。稅此院云。遲中表之遠至者。未暮去矣。生惶惑發狂。罔

知所措。云云。

院とは、宅の一部にして、垣を周らし、一區劃を爲せるものを謂ふ。税は賃借の義なり。李娃は崔尚書の院を一日の期限にて借受け、姨の第と見せ置きつゝ、母の急病に託して己先づ去り、巧に生を振棄て了はりしなり。此れに由りて、唐代尚書の大官に在るもの、其の第宅の一部を、一日いくらと料金を定めて、見ず知らずの他人に貸附くることありしを知るべし。是亦我國にては絶えて無き所なるべし。

御苑の開放

宋時毎年三月、順天門外(汴京宮城の順天門にして長安の順天門に非ず)なる金明池にて水戲を行はしめ、車駕親臨して之を閲するを機會として、金明池並に之に隣れる瓊林苑を開放して廣く士民の遊賞を聽せり。是れ續資治通鑑長編卷四十八咸平四年三月癸酉、樞密院の上奏に

準例。春季金明池習水戲。開瓊林苑。縱都人遊賞。云云。

とあり、同^{卷七}大中祥符五年三月甲午の詔に

金明池瓊林苑。先許^三士庶行樂。或小有^三紛競。

不^レ至^三毆傷^二者。官司勿^レ得^三擒捕^二。

とあるに依り、又東京夢華錄^{卷七}三月一日開金明池

瓊林苑の條などに依りて知るべし。

元曲金錢記第一折、王府尹の白にも

今奉^三聖人的命^二。明日三月初三。但是在^三京城^二

裏外官員市戶軍民百姓人家。或妻或妾或女。都

要^下赴^三九龍池^二賞^中楊家一捻紅。那九龍池週圍。

捧^三紅繩^二爲^レ界。裏是文武官員家妻女孩兒。紅

繩外是軍民百姓家妻女孩兒。云云。

とあり。金錢記は唐の事として書かれ居れど、實は

元代の世相を描けるものに外ならざるべく、随つ

て御苑の開放は元代にも行はれたりと見て可なら

ん。文武官員市戶軍民百姓人及其の妻妾女孩兒、

即ち上下一切の階級男女を舉つて九龍池に赴き、

楊家一捻紅を賞せしむといふは面白からずや、楊

家一捻紅は牡丹の名花なり。明皇の時此の花を獻

するものあり、楊貴妃之を捻して指痕を印したる

に、明年花開くに及びて尙は一點の紅を留めたり

と傳へらるゝものなり。

孟子に文王之囿。方七十里。芻蕘者往焉。雉兔

者往焉。與民同之。とあるは一片の空想と思ひさ

や、其の精神が微かながらも後世の政治に現れ居

ること、右にて知るべし。

街 鼓

唐の都長安にては、日暮るゝや、鼓を撃ちて坊

市の諸門を閉ぢ、人の通行を禁じ、曉に至り、復

鼓を撃ちて人の通行を聽せり。暮夜の鼓を閉門鼓

と云ひ、曉の鼓を開門鼓と云ひ、閉門鼓の後、街

路を行くものは之を犯夜と謂ひて笞二十に處せ

り。蓋賊盜を防がんが爲なり。唐律疏議^{卷二}犯夜

の疏議に

宮衛令。五更三籌。順天門擊^レ鼓。聽^三人行^二。晝漏

盡。順天門擊^レ鼓四百槌。訖閉^レ門。後更擊六百

槌。坊門皆閉。禁^三人行^二。違者笞二十。云云。

とあり。順天門は宮城の南門にして、中宗の神龍

元年改めて承天門と云へり。鼓は此門にて擊鳴ら

したりと見ゆ。而して初に擊つこと四百槌にして

先づ順天門を閉鎖し、次に復撃つこと四百槌にして城内百餘坊の坊門を悉閉ぢりしなり。李娃傳、某生が始めて李娃を訪ふ條には、

久_レ之日暮。鼓聲四動。姥訪_二其居遠近_一。生給_レ之曰。在_二延平門外數里_一。冀_二其遠而見_レ留也_一。姥曰鼓已發。當_二速歸_一。無_レ犯_レ禁。

とあり。茲に鼓といふは閉門鼓なること論を須たす。閉門鼓は之を撃つこと前後一千槌にして坊門を閉づるが故に、鼓撃既に動くの後といへども、急ぎ行かば、李娃が住める平康坊より延平門（長安城西面の大門にして之を出づれば城外なり）に達するを得しならん。さればこそ李娃が母は生に速に歸らんとを勧めたるなれ。但し右の文には鼓聲四動とあり。順天門にて撃鳴らすを四動といふは稍受取り難し。按ずるに舊唐書馬周傳（馬周は太宗時代に曰く

先_レ是京城諸坊。每_レ至_二晨暮_一。遣_二人傳呼以警_レ衆。周遂奏。諸街置_レ鼓。每_レ擊警_レ衆。令_レ罷_二傳呼_一。時人便_レ之。

蓋順天門にて鼓を撃つも城内隈無く徹底すべきに

あらざれば、初には人を諸街に遣はして傳呼せしめたるを、太宗の時馬周の議に依りて諸街にも鼓を置きて之を撃つことゝ爲ししなり。是より後鼓聲一たび順天門に動くや、諸街の鼓争うて之に應じ、鑾鑾の響城内に満ちたるならん。李娃傳に鼓聲四動とあるは正しく之を謂ふなるべし。

開門鼓閉門鼓は街鼓若しくは鑾鑾鼓とも呼ばれたるが、之を街鼓といふは諸街にて撃鳴らすが爲に外ならず。

百官曉に入朝す

唐時、宰相以下百官は、開門鼓前、燭を秉りて入朝したり。蓋此時坊門未開かざるも、百官には特に通行を聽せしなり。憲宗の元和十年六月三日、成德節度使王承業の刺客が宰相武元衡を殺したるは、當時朝野を震駭せしめし大事件なるが、舊唐書武元衡傳には

元衡宅在_二靜安里_一。十年六月三日。將_レ朝。出_二里東門_一。有_二暗中叱使_レ滅_レ燭者_一。導騎訶_レ之。賊射_レ之中_レ肩。又有_二匿_二樹陰_一突出者_一。以_レ梃擊_二元衡

左股。其徒馭已爲賊所格奔逸。賊乃持元衡馬東南行十餘步害之。批其顱骨懷去。及衆呼偕至。持火照之。元衡已踣於血中。卽元衡宅東北隅墻之外。時夜漏未盡。陌上多朝騎多。云云。

とあり。刺客等は闇に紛れて靖安坊の東門外に待伏せし、元衡が門を出づるを俟ちて掩撃せしなり。此れを見ても宰相以下が曉を冒して入朝せしこと明なり。

唐の天子は初宮城に在りしが、高宗の龍朔以後大明宮に移れり。随つて百官も、龍朔以後は、日

々大明宮に入朝せり。大明宮の正南門を丹鳳門と云ひ、其の東なるを望仙門、西なるを建福門と云ひ、百官は望仙建福二門より出入したり。而して此の二門は諸坊門と同じく五更を以て開くの制なりしが、肅宗の時吐蕃の俘虜逃亡して城中を騒がせしことありし後は、其の開門稍晚くなれり。されど百官は猶五更の頃に參着して其の開門を俟つこと舊の如くなりしかば、元和二年建福門外に待漏院を設けて休息の處に充てたり。此等の事は舊唐書憲宗紀、南部新書等に見ゆ。

街波及待漏院の制は宋代にも引續き行はれき。